

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年8月6日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE－09インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鳥取県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鳥取県西伯郡伯耆町及び南部町、日野郡江府町及び日野町

原動力の種類：風力(陸上)

出力：最大144,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月 7日
環境大臣意見受理	平成29年 11月10日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月 8日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月17日
鳥取県知事意見受理	平成30年 7月18日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月 6日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742(直通)

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書は、基本的な事項となる風車の配置、取付道路等の整備計画や切土・盛土の計画(土捨場を含む)等、事業計画に関する具体的な情報に乏しく、調査地点の妥当性など十分な判断が困難であったため、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法(調査地点を含む)を適切に見直すこと。
2. 本事業では、かなりの量の切土や盛土が予想されるため、これらにより影響が及ぶと考えられる水環境、景観、生態系等の環境項目に対して適切に調査、予測及び評価すること。
3. 風力発電設備の設置予定範囲から近い住居地域や配慮が特に必要な施設については、騒音及び超低周波音の影響について調査地点を追加するなど適切に調査を行うこと。
4. 動植物調査については、植生図等が現状を適切に反映しているか、重要な種だけでなく対象事業実施区域に生息している動植物の状況を的確に捉える調査手法となっているかなど、調査地点数を含め検討すること。
5. 景観については、風車だけでなく取付道路等附帯設備の設置や、樹木の伐採、法面の処理などによる景観の変化も踏まえて調査、予測及び評価すること。また、フォトモンタージュ等の作成に当たっては、適切な時期に風車等が視認しやすい天候時に行うとともに、複数の風車や取付道路、法面等による景観への影響が把握できるようパノラマ画像等を用い広範囲の眺望景観及び身近な景観への影響等について、調査、予測及び評価をすること。

(鳥取県知事からの意見書の写しを添付)